# 一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会　謝金規程

（本規程の目的）

第１条　この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、事業に伴う各種謝金の支払いの基準について定めることを目的とする。

（謝金の定義）

第２条　謝金とは、学術大会、研修会、セミナー等において、講演や実技指導などに対して支払われる金銭をいう。

（適用の範囲）

第３条　この規程に示す基準は、原則として学術大会、研修会、セミナー等に適用する。
ただし、特別に配慮を要する場合は除外する。

（謝金の種類）

第４条　講師の謝礼は次の通りとする。

（１）　講師料

（２）　交通費

（３）　その他理事会が必要と認めたもの

（謝金の基準額）

第５条　謝礼の金額は講演や実技指導の所要時間により原則的に次の通りとする。

（１）　講師料

外部講師：９０分未満　２００００円

９０分以上１８０分未満　４００００円

内部講師：９０分未満　５０００円

９０分以上１８０分未満　１００００円

※外部・内部講師ともに１８０分以上に及ぶ場合は理事会の審議に諮り講師料を決定する。なお、上記金額は源泉徴収後の額とする。

（２）　交通費

当法人旅費規程に準ずるものとする。

２　謝金の適用について特別な配慮が必要な場合は、理事会にて協議し代表理事がこれを決定する。

（規程の改正）

第６条　この規程の改正は理事会の決議による。

附則　この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

平成２９年９月２３日　一部改正